

# 練馬区

## 商店街地域連携イベント支援事業補助金

～輪になる“お店”TRYサポート～



区内商店会が、他の区内商店会や事業者等と連携して実施する地域の歴史や特色の活用等による新しいイベントについて、区がその経費の一部を補助します。

# ● 補助率は6分の5！

(補助上限：300万円)

地域の歴史や特色を活かしたイベントを実施したい



地域の食材をテーマにキャンペーンを企画したい



詳しくは裏面を見てねり！



問合せ：練馬区商工観光課商工係

電話番号：03-5984-2675

メール：SHOKOKANKO@city.nerima.tokyo.jp

### ●補助対象事業

区内商店会が主催し、更なる商店街の活性化を目的として、**他の区内商店会や事業者等（企業、NPO、経済団体、町会、大学等）と連携**して実施するつぎのいずれかに該当するイベント事業

- ① 地域の歴史や文化等の特色を活用したもの
- ② 自ら設定した新たなテーマを実現させるもの

### ●補助率・補助上限

補助率：**6分の5** 補助上限：**300万円**

（複数の区内商店会が連携する場合は、**1商店会増えるごとに補助上限に100万円を加算し、最大で500万円まで**とする。）例：3商店会＝補助上限500万円

### ●補助対象経費

周知費用、会場設営費、景品費、記念品購入費など

※ 補助対象外となる経費（什器、他事業でも使用できる備品や消耗品など）の基準もあります。

### 【補助対象とならない事業（主なルール）】

- ① 周知物の作成のみを実施する事業
- ② 割引セールイベントのみを実施する事業
- ③ 夏祭りのみを実施する事業
- ④ 補助対象事業に対し、**練馬区以外の団体から補助金の交付を受けて実施する事業**
- ⑤ **過去に実施した実績のある事業**

### 【補助制度の主なルール】

- ① 区の補助金の支出に当たっては、申請者が全ての事業経費の支払いを完了させ、領収書等を添付した実績報告書の提出が必要。
- ② 事前に事業計画書を提出し、区が行う書類審査で承認されていること。
- ③ 補助金の申請は、1事業計画当たり**5か年**を限度とする。
- ④ 区内事業者と連携する場合は、区の基準に基づき選定経過を明らかにすること。
- ⑤ 近隣商店会や区内事業者等との連携体制および役割を明確にすること。
- ⑥ **開催場所を商店街の街区内**とすること。
- ⑦ SNS周知および来街者アンケートを実施し、結果を区に共有すること。
- ⑧ 要綱を遵守し、**上記以外の本補助金のルールを事前に確認**の上、事業申請を行うこと。

### 【今後のスケジュール】（新規募集件数2件）

#### ①年度当初募集

申請締切日：**令和8年3月9日まで**、事業計画の審査・承認：令和8年4月1日（予定）

#### ②追加募集（年度当初に募集件数に満たなかった場合）

申請締切日：**令和8年6月26日まで**、事業計画の審査・承認：令和8年8月3日（予定）

※ 事業実施期間は、補助金交付決定日から令和9年3月31日まで